

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、あるいは実態としては不可能な現状にも関わらず認定がなされているという現状があり、多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じ、さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

以上のことから下記の事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 国外扶養親族の原則廃止など外国人の扶養控除制度の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月28日

伊那市議会

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様